

令和5年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和5年6月12日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大井 栄一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 出席農地利用最適化推進委員

相馬 英里 香取 典男 加賀 文志

戸邊 眞一 齊藤 剛廣 長島 操

5. 欠席農地利用最適化推進委員

渡邊 一郎

6. 出席事務職員

局 長 柏 木 幸 昌

農地係長 遠 藤 幸 廣

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

三須清一会長 ただいまから令和5年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 大井 栄一委員

3番 中野 栄委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第2号までの合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」再設定1件、所有権移転1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年6月12日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号、整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は991平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約140mに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で、譲受人、代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約3.49ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間330日、妻が320日、長女が150日、長女の夫が30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号、整理番号2番の説明をいたします。

議案資料は7ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は8752平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約1600mに位置しています。

位置図は、議案資料の9ページをご覧ください。

譲受人は、〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号、整理番号2番について調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約7.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母も300日、パートが200日です。

トラクター、田植機、稲刈機等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、中野委員。

中野栄委員 確認したいのですが、書類を見ますと〇〇さん本人が33歳となっており、母親が90歳となっていますが間違いないですか。

事務局 はい。柏市農業委員会に確認しましたところ、このとおりであるとの回答をいただいております。

中野栄委員 わかりました。あと、売買での所有権移転ということですが、一反あたりの単価わかりますでしょうか。

三須清一会長 暫時休憩します。

三須清一会長 それでは再開いたします。

事務局お願いします。

事務局 はい。坪単価になりますが〇円となっております。

三須清一会長 中野委員よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農用地利用集積計画(案)について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年6月12日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は16ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定1件、所有権移転1件です。

「整理番号1番」賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2078平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定するものは〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号2番」所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は9332平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 「整理番号1番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.84ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間320日、妻も320日です。

耕運機、トラクターを揃えています。

「整理番号2番」の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め33.19ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間269日、父が262日で、弟が264日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容をもとに審議したところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案通り決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は、貸駐車場です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。

届出事由は、長屋住宅が1件、駐車場が2件、共同住宅が1件です。

報告第3号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。届出理由は、対象作物が育たなかったためです。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。